

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく  
「事前評価に関する書面」作成のしおり

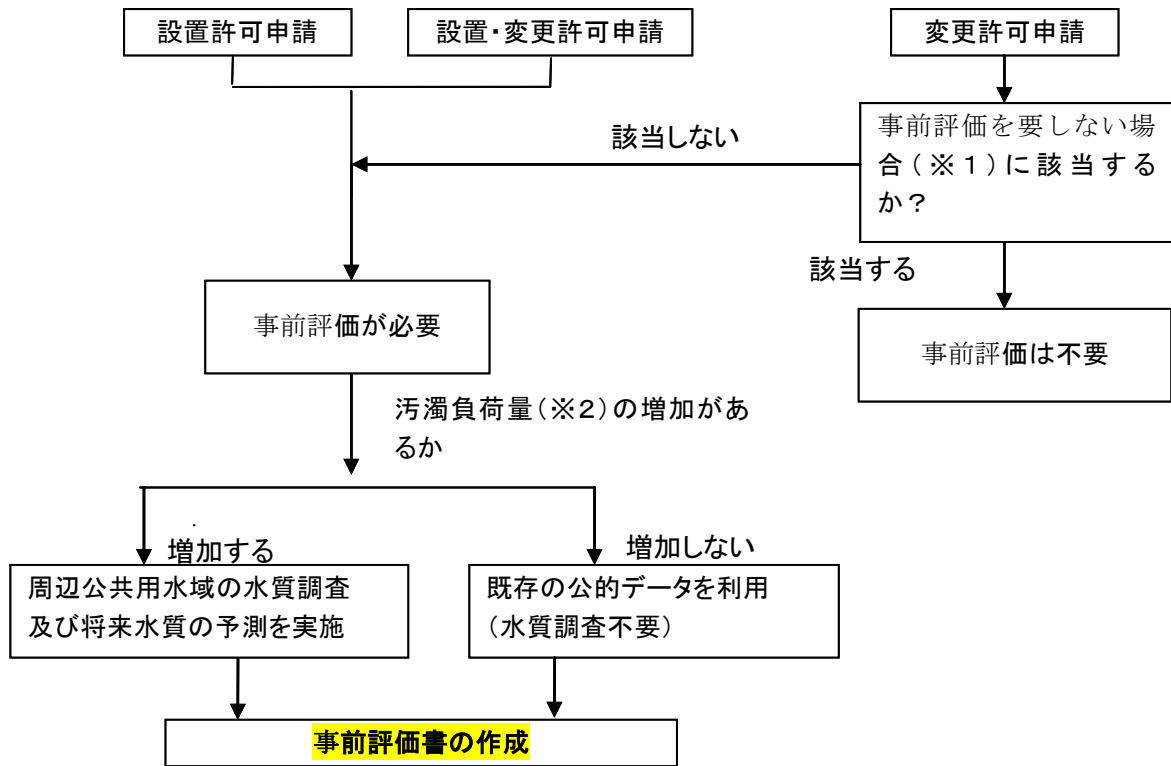
平成26年4月

堺市

# I 事前評価に関する書面について

## 1. 事前評価の要・不要の判断

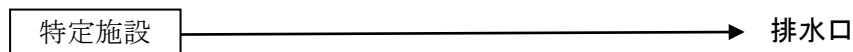
事前評価を要するか否かについては以下のとおりです。



※1 事前評価を要しない場合(瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第7条の2) 次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する場合は、事前評価は不要です。

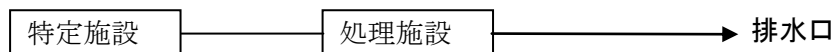
(1) 次のいずれにも該当する場合

- イ 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の水質及び水量が増大しないこと(処理施設により処理されない場合)。(水質、水量とも通常及び最大の値・量を指す(以下同じ))



<水量・水質が増大しないこと>

- ロ 汚水等の処理施設の使用時における処理前及び処理後の水質並びに処理後の水量が増大しないこと。



<処理前・後の水質及び処理後の水量が増大しないこと>

- ハ 排水口の位置及び数並びに排出先等排水の排出の方法に変更がないこと。

(2) 次のいずれにも該当する場合

- イ 特定施設の使用時(汚水等の処理施設の使用時を含む)において各排水口の排出水の水質及び水量が増大しないこと。
- ロ 排水口の位置及び数並びに排出先等排出水の排出の方法に変更がないこと。

(3) 次のいずれにも該当する場合

- イ 特定施設の使用時(汚水等の処理施設の使用時を含む)において各排水口の排出水の水質及び水量が増大しないこと。
- ロ 排水口の使用の全部又は一部を廃止すること(既存の排水口を引き続き使用する場合は、その排水口について排出の方法に変更がないこと)。

※2 汚濁負荷量が増加しない場合でも、排水口の位置の変更等があるときは、周辺公共用水域の水質の調査が必要な場合があります。

2. 記載内容

「事前評価に関する書面」の記載内容は次のとおりです。

1	工場又は事業場の概要
2	許可申請の概要及びその理由
3	工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大値、当該排出水の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該排出水の汚濁負荷量
4	工場又は事業場の排水口の位置及び数並びに汚水等の処理系統
5	工場又は事業場の排水口周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項
6	周辺公共用水域の水質の現況その他当該水域の現況に関する事項
7	排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法
8	その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

3. 製本方法(必要部数等)

「事前評価に関する書面」は、許可申請書の添付書類ですが、許可申請書の本体と別にまとめてください。

また、許可申請書の添付書類としての2部の他に、10～18部(関係府県市町村への意見照会用)が必要です。ただし、構造変更で汚濁負荷量が増加しない場合、関係府県市町村分の不要な場合があります。

4. 告示・縦覧について

瀬戸内海環境保全特別措置法による許可申請で事前評価が必要な場合は、許可又は不許可の決定の前に、申請の概要等を大阪府公報に告示し、事前評価に関する書面を縦覧します。告示・縦覧については以下のとおりです。

(1) 告示

告示は堺市役所掲示板にて次の事項を登載します。

① 申請の概要

- ア 申請者の住所・氏名(法人にあっては所在地・名称・代表者氏名)
- イ 工場又は事業場の所在地・名称

ウ 特定施設に関する事項

- ・特定施設の種類、能力
- ・工事着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日
- ・使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
- ・使用時に当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態及び一日当たりの量
- ・その他必要な事項

エ 汚水等の処理施設に関する事項

- ・処理施設の工事着手予定年月日、完成予定年月日、使用開始予定年月日
- ・処理施設の種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方式
- ・処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
- ・処理前後の汚水等の汚染状態及び一日当たりの量

オ 排出水の汚染状態及び量

② 縦覧の場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 環境局 環境保全部 環境対策課 電話 072(228)7474

③ 縦覧の期間

告示の日から3週間  
(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分)

④ 縦覧文書

事前評価に関する書面

5. 周辺公共用水域の範囲及び予測される水質の算出について

【河川】

	汚濁負荷量が増大する場合				汚濁負荷量の減少(現状維持も含む)を伴う場合
	新規に増大する排水量(m <sup>3</sup> /日)				
	Aタイプ 1,000 未満	Bタイプ 1,000 以上 10,000 未満	Cタイプ 10,000 以上 50,000 以上	Dタイプ 50,000 以上	Eタイプ 増加量: -又は 0
周辺公共用水域の範囲	<p>最下流の排水口から全量が排出されるとみなし、河川の流況により次による。</p> <p>①河川低水流量が最大排水量の 100 倍以上であり、河川水と排水水が十分に混合して一様な水質に達すると予想される場合</p> <p>⇒ [一様な水質に達すると予想される地点まで]</p> <p>②河口に達するまでに、河川低水流量が最大排水量の 100 倍未満の場合又は、河川水と排水水の混合が不十分で一様な水質に達すると予想されない場合</p> <p>⇒ [河川域及び次の海域まで] 海域の範囲は、河口での流心を中心として海域用の範囲rの円内海域まで((注)を参照)</p>		<p>左記①の場合 ⇒ [左記と同じ]</p> <p>左記②の場合 ⇒ [河川域及び次の海域まで ただし、左記で求めたrの2倍を半径とする円内海域まで]</p>		省略可
水質の現況	<p>測定点: 周辺公共用水域の直上・直下流、支川等により流量が変化する地点、下流端、環境基準点(ある場合)</p> <p>部位: 水面下水深の2割の水深</p> <p>回数: 1時期1日以上、各1日について3回以上(詳細は、新規に増大する排出量・業種により異なる)</p> <p>項目: 環境基準項目、排出基準項目その他必要な項目の内、当該事業場の排水水に関係ある項目・採水時の河川流量(備考)上記②に該当する場合は、海域の水質の現況の記載事項も必要。</p>				周辺公共用水域に相当する水域内の環境基準点もしくは代表設定地点の各測定値(最大・最小・平均)を記載
将来の水質	<p>上記測定点の各点について、次式により水質を予測する。</p> $S' = \frac{SQ + (\sum SiQi - \sum SoQo)}{Q + (\sum Qi - \sum Qo)}$ <p>S': 測定点の将来水質(mg/L) S: 測定点の現況水質(mg/L) Q: 測定点の流量(m<sup>3</sup>/日) Si: 特定施設設置(変更)後の排水口の通常水質(mg/L) Qi: 特定施設設置(変更)後の排水口の最大排水量(m<sup>3</sup>/日) So: 現状での排水口の通常水質(mg/L) Qo: 現状での排水口の最大排水量(m<sup>3</sup>/日)</p>				省略可

(注)近木川以南の河川については、海域の計算式のQに「河川水+排水水」を用いる。

6. 周辺公共用水域の範囲及び予測される水質の算出について

【海域】

		汚濁負荷量が増大する場合				汚濁負荷量の減少(現状維持も含む)を伴う場合
		新規に増大する排水量(m <sup>3</sup> /日)				
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	
	1,000 未満	1,000 以上 10,000 未満	10,000 以上 50,000 未満	50,000 以上	増加量: -又は 0	
周辺公共用水域の範囲	次式による排水口を中心とする半径rの円内水域 $\log_{10}(r^2 \theta / 2) = 1.226 \log_{10} Q + 0.086$ r: 周辺公共用水域の範囲(m) Q: 最大排水量(m <sup>3</sup> /日)((注)を参照) θ: 拡散角度(ラジアン。例: 半円に一樣に拡散する場合は θ=π) ①変更部分に係る各排水口ごとにrを決定 ②円が重なり、重複部分に他の排水口があるときは、1本の排水口とみなし排水位置は加重平均位置 ③r内に当該事業場の他の排水口があるときは、さらに1回を限度として1本の排水口とみなし、②と同様に再計算し、rを決定		左記で求めたrの2倍		省略可	
水質の現況	測定点 1. 環境基準点(ある場合) 2. 1測線各3点以上 (r/3、2r/3、r直近外)	測定点 1. 環境基準点(ある場合) 2. 3測線各3点以上(9点以上) (r/3、2r/3、r直近外)	測定点 1. 環境基準点(ある場合) 2. 3測線各6点以上(18点以上) (r/3、2r/3、r、4r/3、5r/3、2r直近外)	測定点 1. 環境基準点(ある場合) 2. 2r内の14点以上(3測線沿200mから500mメッシュの中心)) 3. 2rから5r間の6点以上	周辺公共用水域に相当する水域内の環境基準点もしくは代表設定地点の各測定値(最大・最小・平均)を記載。	
将来の水質	上記測定点の各点について、次式により水質を予測する。 $S' = S_1 + (S_0 - S_1) \cdot C$  $C = 1 - \exp\left\{-\frac{Q}{\theta dp} \left(\frac{1}{x} - \frac{1}{l}\right)\right\}$		S': 測定点の将来水質(mg/L) S <sub>0</sub> : 特定施設設置(変更)後の排水口の通常水質(mg/L) S <sub>1</sub> : 周辺公共用水域の外縁(r)の現況水質(mg/L) C: 希釈率 Q: 最大排水量(m <sup>3</sup> /日) θ: 拡散角度(ラジアン) d: 排水水の混合層厚(原則として2mとする) p: 拡散速度(原則として864m/日とする) x: 排水口(河口)から測定点までの距離(m) l: 排水口(河口)から周辺公共用水域の外縁までの距離(m)		電算機による数値解析により算定する。 その際、塩分の現状濃度分布等の計算により再現性を十分検討すること。	省略可

(注)近木川以南の河川については、計算式のQには「河川水+排水水」を用いる。

次の基本式を用いた電算機による数値解析により算定する。その際、塩分の現状分布等の計算により再現性を十分検討すること。なお、当該特定事業場以外からの排出される汚濁負荷量が分かる場合は絶対濃度で、分からない場合は相対濃度希釈率を求めて将来水質を推定する。

$$\frac{\partial S}{\partial t} + \frac{\partial (US)}{\partial X} + \frac{\partial (VS)}{\partial Y} = K_x \frac{\partial^2 S}{\partial X^2} + K_y \frac{\partial^2 S}{\partial Y^2} + q \dots\dots\dots(4)$$

S: 点(X, Y)における時刻tにおける濃度

U, V: それぞれX方向、Y方向への流速

K<sub>x</sub>, K<sub>y</sub>: それぞれX方向、Y方向への拡散係数

最大流速 0.3m/S のとき K=10<sup>4</sup>cm/S

最大流速 0.31~3.0m/S のとき K=10<sup>5</sup>cm/S

最大流速 3.01~ m/S のとき K=10<sup>6</sup>cm/S

q: 単位時間、単位面積あたりの平均汚濁負荷量

U、Vについては境界地の強制振動値としてM2、潮を用いて次式の数値解析により求める。

$$\begin{aligned} \frac{\partial M}{\partial t} &= -g(H+h) & H &: \text{水深} \\ \frac{\partial N}{\partial t} &= -g(H+h) & h &: \text{潮汐による水位変動量} \\ & & M &: M = U(H+h) \\ & & N &: N = V(H+h) \\ & & g &: \text{重力加速度} \\ \frac{\partial h}{\partial t} &= -\frac{\partial M}{\partial X} + \frac{\partial N}{\partial Y} \dots\dots\dots (7) \end{aligned}$$

計算対象簡易は20kmを限度として、rの5倍まで境界値は絶対濃度計算のときの5rの地点、相対濃度計算のときは0。

## II 「事前評価に関する書面」の記入上の留意事項

「事前評価に関する書面」の具体的な記載例を示しておきますので参照しながら書類を作成してください。

### 表紙の記載上の注意事項

1	表題	「瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく事前評価に関する書面」と記載すること。
2	申請者	法人の場合……その名称、本社書自治及び代表者（法人代表権を有する者の職氏名を記載の上、代表者印（丸印）を捺印すること。

### 1. 工場又は事業場の概要

1	工場又は事業場名称	申請を行う工場又は事業場の名称を記載すること。建設前の場合は仮称でも可。
2	工場又は事業場の所在地	上記工場又は事業場の書自治を記載すること。
3	処理対象人数（し尿処理施設の場合）	し尿処理施設の処理の対象となる人数を記載すること。
4	資本金（ある場合）	工場又は事業場の資本金を記載すること。
5	従業員数	全社での従業員数と当工場での従業員数それぞれを記載すること。
6	産業分類	総務省が発行している日本標準産業分類の中分類から記載すること。
7	主要製品名	特定施設で扱う製品（食品・溶剤等）を記載すること。
8	工場又は事業場の特定施設	水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号、名称及び基数を記載すること。
9	汚水等の量	工場又は事業場全体の1日当たりの排出水の量（通常量と最大量）を記載すること。
10	汚水等の処理の方法	汚水等の処理方法を記載すること。作業排水と生活排水で処理が別の場合はそれぞれ記載すること。

◆注意 各々の項目は設置又は変更後の概要を記載すること。

### 2. 許可申請の概要及びその理由、記載上の注意事項

1	概要と理由	特定施設等の設置、構造等の変更、廃止の概要及び排出水の量、汚濁負荷量の増減並びにその理由について、簡潔に記載すること。
---	-------	---

### 3. 工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大値、当該排出水の一日当たりの通常値及び最大値並びに当該排出水の汚濁負荷量、記載上の注意事項

1	項目	環境基準項目、排水基準項目、その他必要な項目等のうち、当該工場又は事業場の排水に係る項目について記載すること。 なお、浄化槽関係の場合は、pH、BOD、COD、SS、n-Hex 抽出物質及び T-N、T-P、アンモニア等（亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素＋アンモニア性窒素×0.4 で算出した数値）、大腸菌群数は、原則必須項目とする。 また、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設がある場合は、ダイオキシン類を項目として掲げること。
2	負荷量	kg/日表示の小数点以下の4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁まで記載すること。 また、排水量、pH、大腸菌群数以外については、すべて記載すること。



3	負荷量の増減	現状の負荷量に対して設置(変更)後の増加負荷量(+)又は減少量(-)を記入してください。(増減なしの場合は±0とする。)
4	現状	工場又は事業場を新設する場合には記入の必要はありません。
5	設置(変更)後	数値に変更がなければその旨を記載すること。
6	排水口	排水口が2本以上ある場合は、総合欄を設けること。 なお、総合欄には、排水量の通常、最大及びBOD等の負荷量、負荷量の増減のみを記載すること。
7	排水口備考	雨水専用排水口がある場合は、その旨を記載すること。 また、複数ある場合は、「No〇〇～No〇〇 雨水専用」と、まとめて記載してよい。

◆注意 ここに記載する数値と申請書(別紙4:排水水の汚染状態及び量)と相違ないことを確認すること。

#### 4. 工場又は事業場の排水口の位置及び数並びに汚水等の処理系統、記載上の注意事項

1	排水口の位置	排水口の位置については工場配置図等を利用し、排水口の位置を図面に赤色等で明示し、添付すること。
2	排水口の数	工場内の全ての排水口(下水接続を除く)を記入し、雨水専用の排水口があれば、(カッコ)内に内数を記載すること。
3	汚水等の処理系統	<p>特定施設からの汚水、雑排水等が処理施設で処理され、排水口から排出されるまでの 系統を概略図で記載すること。</p> <p>(例)</p>

#### 5. 工場又は事業場の排水口周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項、記載上の注意事項

1	排水経路 排出先の河川海 域名	工場又は事業場の排水口から流下する水路・河川等を上流側から順次記載すること。(環境基準の類型指定のある河川・海域を含めること)
2	排水経路 環境基準点	大阪府で設定した環境基準点(河川の場合は○×橋、海域の場合はC-3、E135° 23' 15"、N34° 37' 46" 等)を記載すること。
3	排水経路 環境基準類型	環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準における河川、海域の各類型(A、B、C等)を記入すること。なお、類型は、大阪府のHPで確認できます。
4	排水経路 その他	該当事項がない場合は、(-)を記載すること。
5	生活環境に係る 項目	河川・海域両方にまたがる場合や類型が異なる場合は、2 段書き等で各々の基準値を記載すること。該当事項がない場合は(-)を記載すること。
6	その他の水質汚	その他の水質汚濁に係る環境基準を記載すること。

	濁に係る環境保全上の目標	
--	--------------	--

6. 周辺公共用水域の現況その他当該水域の現況に関する事項、記載上の注意事項

1	採水機関名 分析機関名	それぞれ実施した会社名を記載すること。なお、水質、流量の元データ（分析機関の証明書等）及び測定実施状況を撮影した写真を添付すること。
2	測定点	測定地点名を〇〇橋、▲川下流〇m、r/3 地点等具体的な地点表示で記載すること。なお、別図（各測定点、周辺公共用水域の周辺環境、工場又は事業場の場所等が明確にわかり、適度に縮尺した地図等を利用）の上に、各測定点を番号などで明示するとともに、当該河川経路を青色のマーカーで明示すること。
3	日時	測定（採水）を実施した日時を記載すること。
4	流量	測定したときの量を記載すること。
5	測定項目	環境基準、排水基準項目、その他必要な項目等のうち、当該工場又は事業場の排水水に関係する項目とすること。なお、pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、n-Hex 抽出物質は原則必要な項目とする。また、浄化槽がある場合は、大腸菌群数、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を追加項目とする。
6	水質	河川域に水質の平均値を算出する場合には、現況の2桁下を四捨五入し1桁下まで記載すること。（割り切れる場合も「6.00」のように現況値の1桁したまで記載すること。）
7	海域の備考	海域における表層と中層の区分は、水面下0.5mが表層、2.0mが中層とする。
8	汚濁負荷量が増大しない場合	周辺公共用水域の現況水質の測定は省略できるが、周辺公共用水域に相当する水域内の環境基準点若しくは代表設定地点の各測定値（最少、最大、平均）、測定機関名（例、平成〇〇年度 大阪府環境白書）を記載するとともに、別図を添付し、環境基準点の地点を図示すること。
9	当該水域の現況に関する事項	当該水域の現況に関する事項を記載すること。（上水道として使用されている、農場用水として利用されている、漁業権があるなど）

7. 排水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法、記載上の注意事項

1	汚濁負荷量の有無	汚濁負荷量の増加の有無を○で囲むこと。 汚濁負荷量の増加がない場合はこれ以降の項目は省略。
2	周辺公共用水域の範囲	河川域に放流する場合は河川水と排水が十分に混合し、100倍以上希釈されるまでの下流端の地点名、希釈倍率、混合状態について説明し、記載すること 海域に放流する場合は下記の計算式（新田式）により、範囲（r）を算出し、記載すること。 新田式 $\log_{10}(r^2 \theta / 2) = 1.226 \log_{10} Q + 0.086$ から求めた周辺公共用水域の外縁までの距離（r）は、mである。 $\theta =$ （拡散角度：ラジアン） $Q =$ （最大排水量：m <sup>3</sup> /日） 詳細は周辺公共用水域の範囲及び予測される水質の算出についてを

		参考
3	周辺公共水域の水質の変化の予測の方法	各地点、項目別に算出根拠(計算式)を記載すること。 水質予測の項目でpH、大腸菌群数については、予測する必要はない。 現況の水質の測定値が、検出限界以下(例:<0.005)の時は検出限界の数値(0.005)を用いて予測すること。 予測に用いる流量(Q)は、実測流量の平均値とすること。 詳細は周辺公共水域の範囲及び予測される水質の算出についてを参考
4	周辺公共水域に水質に変化の程度	現況は、6(1)の各測定点の平均水質を記入し、予測は、前記(3)の予測式により算出した予測水質を記載すること。予測の欄の水質値は現況の2桁下で四捨五入し1桁下まで記載すること。(割り切れる場合も「6.00」のように現況値の1桁したまで記載すること。)

8. その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

1	特定施設の管理体制	特定施設の管理について、担当課、担当者、管理方法等を記載すること。
2	汚水処理施設の管理体制	汚水処理施設の管理について、公害防止管理者、担当課、担当者、管理方法を記載すること。
3	排出水の分析体制	排出水の分析について、分析項目、分析頻度、分析機関(自社又は他の分析機関に依頼する場合は、その機関名)等を排出口ごとに(違いがある場合)記載すること。 なお、COD、N、P 総量規制対象事業場等は頻度等に制約があるので、ここに記載する分析頻度はこの最低頻度を下回らないように設定すること。
4	用途地域	都市計画法に基づく用途地域(「準工業地域」「工業専用地域」等)を記載すること。
5	その他参考地御なる事項	上記以外で参考となる事項を記載すること。

◆添付すべき書類

- ①工場又は事業場の配置図(排水・用水の場内系統図、排水口の位置を明示)
- ②周辺公共用水域の範囲図(測定点及び環境基準点を明示)
- ③周辺公共用水域の現況水質測定データ・流量測定データ(必要な場合)

記入例1 生活系(集合住宅)

## 瀬戸内海環境保全特別措置法に 基づく事前評価に関する書面

申請者の住所及び氏名

(法人にあつては所在地、名称、代表者名)

〇〇市〇〇町〇丁〇番〇号

株 式 会 社      堺 産 業

代表取締役      堺   〇子   ㊟

## 1. 工場又は事業場の概要

工場又は事業場の名称	第一マンション（仮称）
工場又は事業場の所在地	〇〇市△町〇丁△番△号
処理対象人員	600人
排出水の量	通常 120 m <sup>3</sup> /日、最大 120 m <sup>3</sup> /日
処理の方法	建設省告示第1292号第11第2号（第6第4号） （長時間ばっ気＋接触酸化・砂ろ過方式）

## 2. 許可申請の概要及びその理由

マンションの建設に伴い、600人槽の浄化槽を設置する。

3. 工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大の値、当該排水の一日当たりの通常量及び最大の量並びに当該排水の汚濁負荷量

排水口	区分 項目	現状			設置(変更)後			負荷量の増減
		通常	最大	負荷量*	通常	最大	負荷量	
No.1	排水量 (m <sup>3</sup> /日)				120	120		
	pH				7.0	6.0~8.0		
	BOD (mg/l)				10	15	1.200	+1.200
	COD (mg/l)				15	20	1.800	+1.800
	SS (mg/l)				30	40	3.600	+3.600
	T-N (mg/l)				10	10	1.200	+1.200
	T-P (mg/l)				1	1	0.120	+0.120
	n-Hex (mg/l)				5	10	0.600	+0.600
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )				0	3000以下	-	-
	アンモニア等 (mg/l) NO <sub>2</sub> +NO <sub>3</sub> +0.4NH <sub>4</sub>				6.0	6.0	0.72	+0.72
No.2	排水量 (m <sup>3</sup> /日)							
	pH							
	BOD (mg/l)							
	COD (mg/l)							
	SS (mg/l)							
	T-N (mg/l)							
	T-P (mg/l)							
	n-Hex (mg/l)							
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )							
総合	排水量 (m <sup>3</sup> /日)				120	120		
	pH							
	BOD (mg/l)						1.200	+1.200
	COD (mg/l)						1.800	+1.800
	SS (mg/l)						3.600	+3.600
	T-N (mg/l)						1.200	+1.200
	T-P (mg/l)						0.120	+0.120
	n-Hex (mg/l)						0.600	+0.600
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )						-	-
	アンモニア等 (mg/l) NO <sub>2</sub> +NO <sub>3</sub> +0.4NH <sub>4</sub>						0.72	+0.72

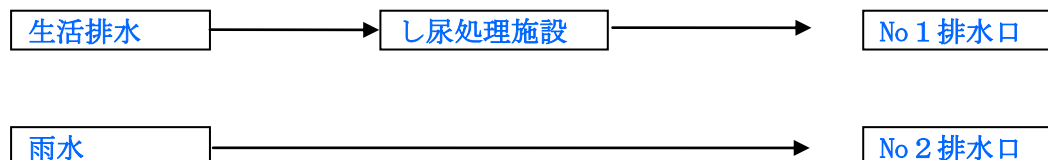
備考：負荷量 (kg/日) = 最大排水量 (m<sup>3</sup>/日) × 通常水質 (mg/L) × 10<sup>-3</sup>

4. 工場又は事業場の排水口の位置及び数並びに汚水等の処理系統

(1) 排水口の位置及び数

別図 ①のとおり 2本 (うち雨水専用 1本)

(2) 汚水等の処理系統



5. 工場又は事業場の排水口周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項

(1) 排水経路 (別図 ② 参照)

排出先の河川・海域名	△△水路	××川	
環境基準点	—	××橋	
環境基準類型	—	C	

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ふっ素 (※)	0.8 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素 (※)	1 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	1,4-ジメチルベンゼン	0.05 mg/L 以下

(※) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

河川 海域

類型	基準値								
	pH	BOD mg/L	COD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL	n-Hex 抽出物質 mg/L	T-N mg/L	T-P mg/L
C	6.5~ 8.5	5 以下	—	50 以下	5 以上	—	—	—	—

(4) その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標

① ダイキソ類対策特別措置法に基づく環境基準  
ダイキソ類 1 pg-TEQ/L

② その他  
特になし

6. 周辺公共用水域の現況その他当該水域の現況に関する事項

(汚濁負荷量が増加しない場合の例)

(1) 周辺公共用水域の現況

出典資料名 平成〇〇年度 大阪府環境白書

(河川域)

環境基準点	pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	DO (mg/L)
××川 ××橋 C	最小	6.6	6.4	12	6	6.8	0.84	1.1	5.2
	最大	7.5	20	21	32	17	1.3	2.3	7.8
	平均	—	13	17	19	12	1.1	1.7	6.5

(海域)

環境基準点	pH (-)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)			
E	最小								
	最大								
N	平均								

(2) 当該水域の現況に関する事項

- ① ××川は、農業用水として利用されている。
- ② ××川は、漁業権が設定されている。

(汚濁負荷量が増加する場合の例)

(1) 周辺公共用水域の現況

測定年月日 平成〇〇年6月1日及び平成〇年6月15日(2日間)  
採水機関名 関西環境コンサルタンツ㈱  
分析機関名 水環境分析㈱

(河川域)

水域名	測定点	項目		流量 (m <sup>3</sup> /日)	pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)
		日	時										
△ △ 水路	B 直 下 流	6	9:45	1500	7.6	10	20	8	3.2	0.27	0.8	9700	2.0
		月 1	12:30	1300	7.6	9.0	16	9	3.8	0.27	<0.5	9800	1.9
			日	15:30	2000	7.3	23	66	10	3.2	0.24	<0.5	9000



		平均	1600	7.3~7.6	14	34	9	3.4	0.26	0.6	9500	2.0	
	6月15日	10:10	2200	7.5	14	22	24	4.2	0.65	<0.5	9300	1.8	
		13:37	2000	7.6	16	18	10	4.2	0.95	0.6	9800	2.2	
		15:22	1800	7.6	12	20	8	6.0	2.00	0.7	9400	2.0	
		平均	2000	7.5~7.6	14	20	14	4.8	1.20	0.6	9500	2.0	
総平均			1800	7.3~7.6	14	27	12	4.1	0.73	0.6	9500	2.0	
××川	D ○○川 合流直後	6月1日	10:50	18000	7.7	1.5	5.2	2	1.4	0.19	<0.5	4700	1.7
			12:53	17000	8.0	1.9	5.4	2	1.4	0.20	<0.5	4800	1.6
			15:45	16000	7.9	2.0	6.2	2	1.7	0.21	<0.5	5500	1.5
			平均	17000	7.7~8.0	1.8	5.6	2	1.5	0.20	<0.5	5000	1.6
		6月15日	10:30	16000	8.0	1.7	4.8	3	1.7	0.30	<0.5	4700	1.5
			13:59	8700	8.0	1.8	5.5	4	2.1	0.32	<0.5	4800	1.6
			16:10	11000	7.9	1.9	6.5	5	2.2	0.34	<0.5	5500	1.7
			平均	11900	7.9~8.0	1.8	5.6	4	2.0	0.32	<0.5	5000	1.6
総平均			14450	7.7~8.0	1.8	5.6	3	1.8	0.26	<0.5	5000	1.6	

(以下省略)

## 7. 排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法

(1) 汚濁負荷量の増加の有無 (有)・無

(汚濁負荷量の増加がない場合は(2)以下は省略することができる。)

(2) 周辺公共用水域の範囲

××川が、○○川と合流後、希釈倍率が120倍となり、又D地点までには当事業場からの排水は十分混合して様な水質に達すると考えられることから、周辺公共用水域の範囲は○○川合流直後、D地点までとした。

(3) 周辺公共用水域の水質の変化の予測の方法

周辺公共用水域の水質の変化の程度は、次式により算出した。

$$S' = \frac{SQ + (\sum S_i Q_i - \sum S_o Q_o)}{Q + (\sum Q_i - \sum Q_o)}$$

$S'$  : 測定点の将来水質 (mg/L)

$S$  : 測定点の現況水質 (mg/L)

$Q$  : 測定点の流量 (m<sup>3</sup>/日)

$S_i$  : 特定施設設置後の排水口の通常水質 (mg/L)

$Q_i$  : 特定施設設置後の排水口の最大排水量 (m<sup>3</sup>/日)

$S_o$  : 現状での排水口の通常水質 (mg/L)

$Q_o$  : 現状での排水口の最大排水量 (m<sup>3</sup>/日)

(4) 周辺公共用水域の水質の変化の程度

水域名	測定点名	区分	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)	
△△水路	A直上流	現況	6.3	12	23	2.9	0.40	0.5	
△△水路	B直下流	現況	14	27	12	4.1	0.73	0.6	
		予測	13.8	26.3	12.7	4.47	0.747	0.88	
××川	C××橋	現況	9.5	14	8.2	3.5	0.62	0.5	
		予測	9.51	14.3	8.69	3.65	0.629	0.60	
××川	D〇〇川 合流直後	現況	1.8	5.6	3.0	1.8	0.26	<0.5	
		予測	1.87	5.68	3.22	1.82	0.266	0.54	
<以下省略>									

(水質予測の計算例)

周辺公共用水域の水質の変化の程度

地点名 (B直下流)

$$S^{\wedge}(\text{BOD}) = \frac{14 \times 1800 + (10 \times 120 - 0)}{1800 + (120 - 0)} = 13.75$$

$$S^{\wedge}(\text{COD}) = \frac{27 \times 1800 + (15 \times 120 - 0)}{1800 + (120 - 0)} = 26.25$$

・・・ 以下省略・・・

地点名 (D〇〇川合流直後)

$$S^{\wedge}(\text{BOD}) = \frac{1.8 \times 14450 + (10 \times 120 - 0)}{14450 + (120 - 0)} = 1.868$$

$$S^{\wedge}(\text{COD}) = \frac{5.6 \times 14450 + (15 \times 120 - 0)}{14450 + (120 - 0)} = 5.677$$

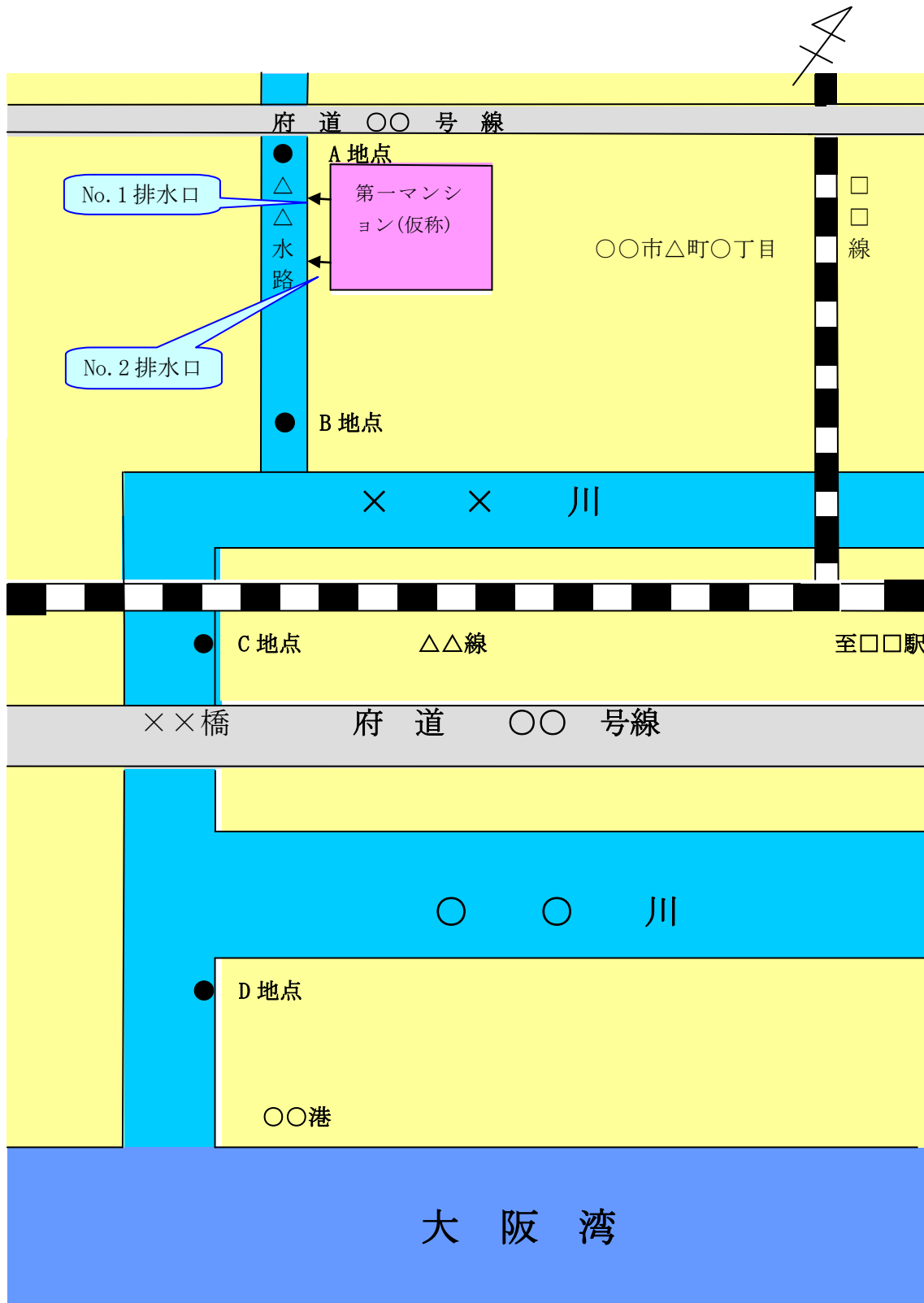
以下上記と同様に地点ごとに、測定項目ごとの計算を行ってください

8. その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

- (1) 特定施設の管理体制  
○○メンテナンス㈱に委託 週1回点検
- (2) 汚水処理施設の管理体制  
同上
- (3) 排出水の分析  
pH、BOD、COD、SS :週1回  
T-N、T-P :月2回  
n-Hex 抽出物質、大腸菌群数、アンモニア等 :月1回  
△△分析センターに委託
- (4) 用途地域  
第1種中高層住居専用住宅
- (5) その他参考となる事項  
特になし

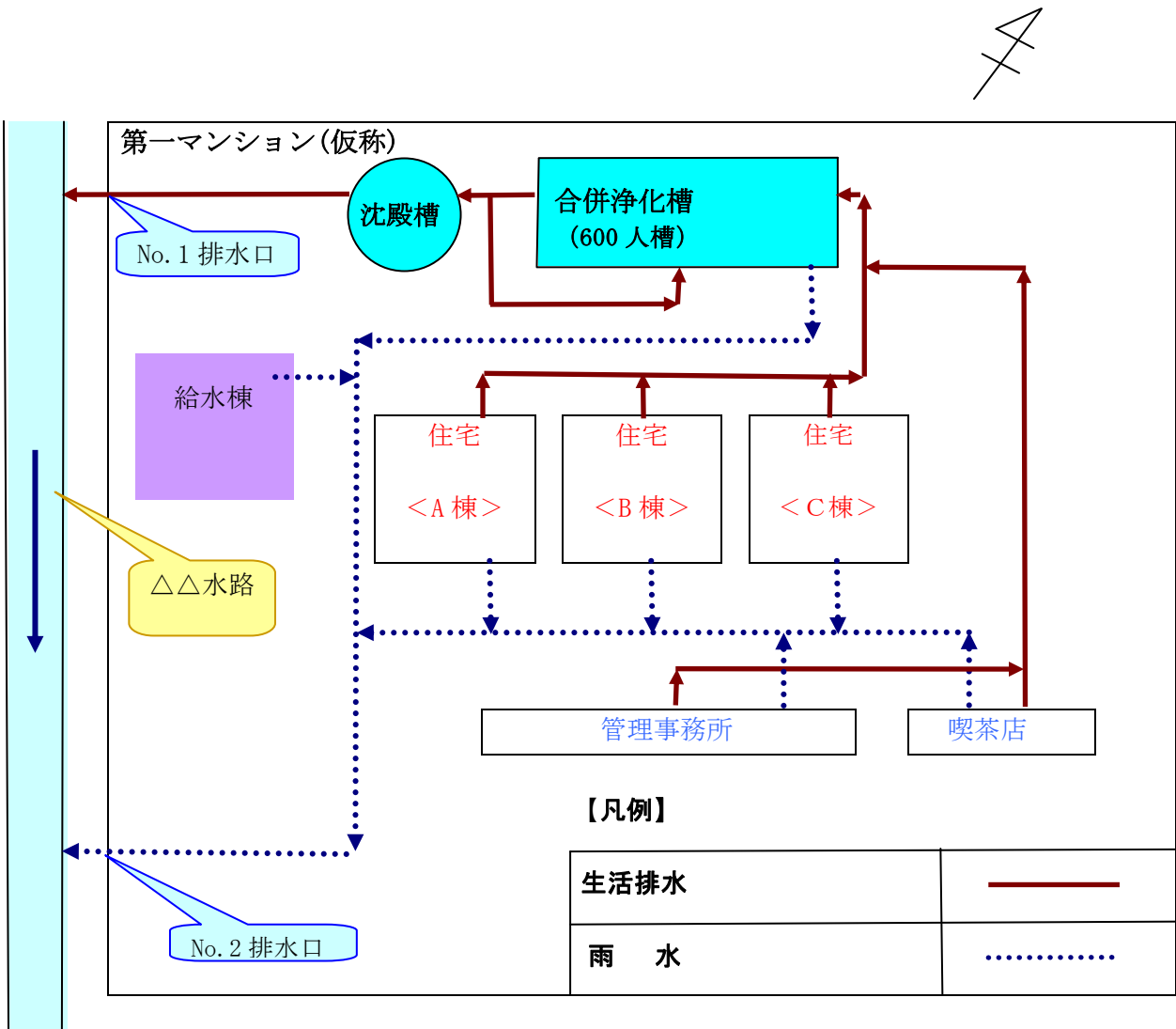
別図①

工場付近の見取り図（瀬戸内法事前評価書添付用）



別図②

排水経路図（瀬戸内法事前評価書添付用）



記入例 2 産業系（金属製品製造業）

## 瀬戸内海環境保全特別措置法に 基づく事前評価に関する書面

申請者の住所及び氏名

（法人にあつては所在地、名称、代表者名）

〇〇市〇〇町〇丁〇番〇号

株 式 会 社      堺 産 業

代表取締役      堺   〇子   印

## 1. 工場又は事業場の概要

工場又は事業場の名称	株式会社堺産業 堺臨海工場		
工場又は事業場の所在地	〇〇市■区△町〇丁△番△号		
資本金	3,000万円	(全社) 従業員数 (当工場)	500人  200人
産業分類 (中分類)	28 金属製品 製造業	主要製品名	金属部品
工場又は事業場の特定施設 (番号、名称、基数)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 66号 電気めっき施設		2基 1基
排出水の量	通常 400 m <sup>3</sup> /日、最大 460 m <sup>3</sup> /日		
汚水等の処理の方法	作業排水：活性汚泥、中和沈殿、ろ過 生活排水：合併浄化槽		

## 2. 許可申請の概要及びその理由

当工場では、金属製品の製造をしていますが、高品質の加工を行うため、以下の変更を行います。

- ① 電気めっき施設を1基設置します。これにより汚水量が増加します。
- ② 酸又はアルカリによる表面処理施設3基のうち、1基を廃止します。これにより汚水量が減少します。
- ③ 汚水量は、①、②により相殺され、工場全体の排水量に変化はありません。
- ④ 水質についても既存の処理施設で対応できるため、処理後の水質について変化はありません。
- ⑤ したがって、汚濁負荷量についても増減はありません。

3. 工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大の値、当該排水口の一当たりの通常値及び最大の値並びに当該排水口の汚濁負荷量

排水口	区分 項目	現状			設置(変更)後			負荷量の増減
		通常	最大	負荷量*	通常	最大	負荷量	
N o ・ 1	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	400	450					
	pH	7.0	6.0~8.0					
	BOD (mg/l)	13	25	5.850				±0
	COD (mg/l)	20	25	9.000				±0
	SS (mg/l)	15	25	6.750				±0
	T-N (mg/l)	8.0	12.0	3.600				±0
	T-P (mg/l)	2.5	5.6	1.125				±0
	n-Hex (mg/l)	3.0	5.0	1.350				±0
	Cu	0.5	1.0	0.225				±0
N o ・ 2	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	50	50					
	pH	7.0	6.0~8.0					
	BOD (mg/l)	10	10	0.500				±0
	COD (mg/l)	10	10	0.500				±0
	SS (mg/l)	20	20	1.000				±0
	T-N (mg/l)	10	10	0.500				±0
	T-P (mg/l)	1.0	2.0	0.050				±0
	n-Hex (mg/l)	2.0	3.0	0.100				±0
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	1000	1000	-				±0
	アンモニア等 (mg/l) NO <sub>2</sub> +NO <sub>3</sub> +0.4NH <sub>4</sub>	8.0	10	0.400				±0
総 合	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	450	500					
	pH							
	BOD (mg/l)			0.635				±0
	COD (mg/l)			9.500				±0
	SS (mg/l)			0.775				±0
	T-N (mg/l)			4.100				±0
	T-P (mg/l)			1.175				±0
	n-Hex (mg/l)			1.450				±0
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )			-				±0
	アンモニア等 (mg/l) NO <sub>2</sub> +NO <sub>3</sub> +0.4NH <sub>4</sub>			0.400				±0

変更なし

備考：負荷量 (kg/日) = 最大排水量 (m<sup>3</sup>/日) × 通常水質 (mg/L) × 10<sup>-3</sup>

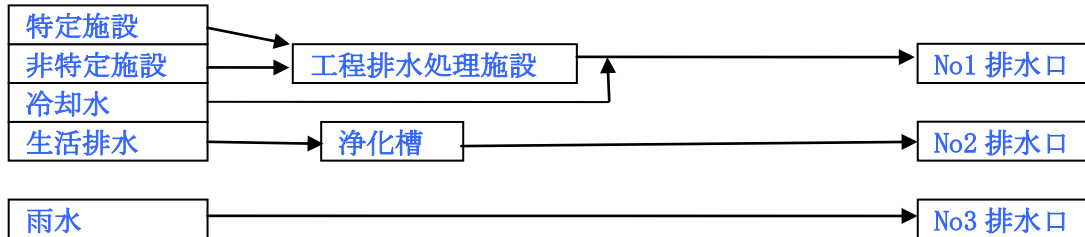


#### 4. 工場又は事業場の排水口の位置及び数並びに汚水等の処理系統

(1) 排水口の位置及び数

別図①のとおり 3本 (うち雨水専用 1本)

(2) 汚水等の処理系統



#### 5. 工場又は事業場の排水口周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項

(1) 排水経路 (別図 ② 参照)

排出先の河川・海域名	△△水路	××川	
環境基準点	—	××橋	
環境基準類型	—	C	

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンソカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下		
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ふっ素 (※)	0.8 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素 (※)	1 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	1, 4-ジクロロベンゼン	0.05 mg/L 以下

(※) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

(河川) 海域)

類型	基準値								
	pH	BOD mg/L	COD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL	n-Hex 抽出物質 mg/L	T-N mg/L	T-P mg/L
C	6.5~ 8.5	5以下	—	50以下	5以上	—	—	—	—

(4) その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標

- ① ダイキソ類対策特別措置法に基づく環境基準  
ダイキソ類 1 pg-TEQ/L
- ② その他  
特になし

6. 周辺公共用水域の現況その他当該水域の現況に関する事項

(1) 周辺公共用水域の現況

出典資料名 平成〇〇年度 大阪府域河川等水質調査結果報告書

(河川域)

環境基準点	pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	DO (mg/L)	
〇〇川	最小	6.6	6.4	12	6	6.8	0.84	1.2	1.1	5.2
△橋	最大	7.5	20	21	32	17	1.3	2.2	2.3	7.8
C	平均	—	13	17	19	12	1.1	1.7	1.7	6.5

(海域)

環境基準点	pH (-)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)			
E	最小								
	最大								
N	平均								

(2) 当該水域の現況に関する事項

- ① ××川の上流で〇〇市が上水道の水源として取水している。
- ② ××川は農業用水として利用されている。
- ③ ××川は、漁業権が設定されている。

7. 排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法

- (1) 汚濁負荷量の増加の有無 (有・無)

※汚濁負荷量の増加がないため、(2) 以下は省略

8. その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

(1) 特定施設の管理体制

製造課内に管理チームを設け毎日点検を実施

(2) 汚水処理施設の管理体制

管理課に担当者を置き、毎日管理を実施

(3) 排出水の分析

- ・ pH:週 1 回 自社分析
- ・ 排水口 1 : 月 1 回〇〇分析センター委託  
BOD、COD、SS、n-Hex 抽出物質、T-N、T-P、Cu
- ・ 排水口 2 : 月 1 回〇〇分析センター委託  
BOD、COD、SS、n-Hex 抽出物質、T-N、T-P、大腸菌群数、アンモニア等
- ・ UV 計にて COD 連続測定実施
- ・ N 連続測定実施
- ・ P 連続測定実施

(4) 用途地域

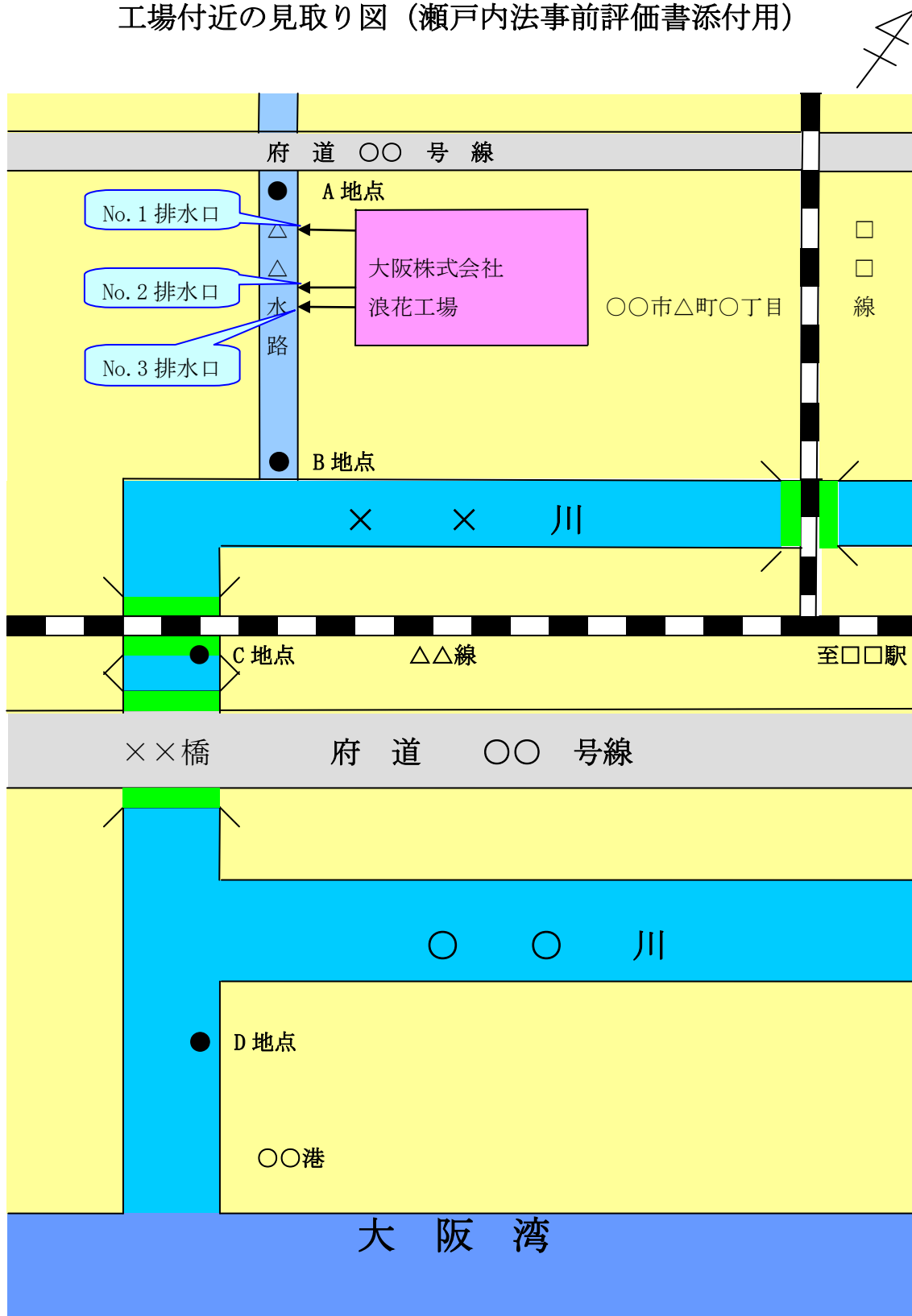
工業地域

(5) その他参考となる事項

特になし

別図①

工場付近の見取り図（瀬戸内法事前評価書添付用）



別図②排水経路図（瀬戸内法事前評価書添付用）

